新規申込書

安い掛金　手続簡単　速い給付

暮らしの安心を守る共済です

福岡県民火災共済

※ご契約者様にご理解いただく重要事項が記載されています。
取扱者控・組合事務局行きの２枚以外は、この冊子のまま
ご契約者様にお渡し下さい。

福岡県民火災共済生活協同組合
〒810-0802 福岡市博多区中洲中島町3-10 消防会館1F
電話　092-271-0927　FAX　092-271-0929
受付は平日の午前９時から午後５時まで
http://www.f-kyosai.jp

火の用心

2017年10月2,000冊

重要事項説明書

注意喚起情報の説明（火災共済）

ご契約に際して契約者にとって不利益になる事項など、特にご注意いただきたい事項をこの「注意喚起情報」に記載しております。ご契約される前に必ずお読みいただき、お申込みくださるようお願いします。本書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については、ご契約のしおり・事業規約抜粋をご参照ください。また、ご不明な点については、当組合までお問い合わせください。

1.告知義務・通知義務等

（1）契約締結時における注意事項（申込書の記載事項）

①ご契約者には、ご契約時に当組合に重要な事項を申し出ていただく義務（告知義務）があります。記載事項が事実と異なる場合は、ご契約が解除となることや共済金をお支払いできないことがあります。特にご契約者の住所・氏名、共済目的の所在地、建物の構造・用途・面積、他の保険（共済も含む）の有無等にご注意ください。

②ご契約時に次のいずれかに該当する事実があった場合は共済契約は無効となります。

■他人のために（他人の所有するものを共済の目的とする。）共済契約をしたとき

■契約者が共済の目的（共済の対象である建物又は家財）が既に火災などの損害を受けていることや、その原因が発生していることを知っていたとき

（2）契約締結（成立）後における留意事項（通知義務等）

ご契約後に次の変更等が生じる場合には、必ず事前に当組合までご通知ください。通知がない場合、変更後に生じた事故による損害については、共済金をお支払いできないことや、ご契約が解除となることがあります。

■共済の目的（共済の対象である建物又は動産（家財）をいいます。以下同じ）を同一とする他の保険（共済契約も含みます。）を締結する場合

■建物の構造・用途を変更する場合

■建物を改築又は増築する場合

■共済の目的を他の場所に移転する場合

■建物を30日以上空家又は無人にする場合

■共済金の支払い事由以外の原因によって、共済の目的に損害が生じた場合

■建物を解体する場合

2.責任開始期

共済責任は、共済契約申込みの日の翌日正午から開始します。

3.主な免責事由（共済金をお支払いできない主な事由）

この共済は、次に掲げる事由によって生じた損害に対しては共済金をお支払いいたしません。なお、免責事由の詳細につきましては事業規約抜粋の「共済金を支払わない損害」の項目に記載しておりますので、ご参照ください。

①契約者、契約者と同一の世帯に属する方の故意又は重大な過失によって生じた損害

②戦争、その他変乱によって生じた損害

③地震又は噴火若しくはこれらによる津波によって生じた損害

④核燃料物質等を起因とする事故によって生じた損害

⑤②から④による火災（延焼、拡大を含みます。）損害や火元の発生原因を問わず②から④によって延焼、拡大した損害

⑥風水害

4.共済掛金の払込猶予期間の取扱い

次年度以降の共済掛金については、契約満期日までにお支払いください。

契約満期日までにお支払いがない場合は、契約が失効となり、契約満期日以後に起きた事故については、共済金をお支払いできません。

5.重大事由による共済契約の解除

次の事由が生じた場合には、ご契約を解除することがあります。また、この場合、共済金をお支払いできないことがあります。

①共済契約者又は共済金受取人がこの組合に共済金を支払わせることを目的として損害または事故を生じさせたことまたは生じさせようとしたこと

②共済金の請求に関し、共済契約者又は共済金受取人に詐欺行為があったことまたは詐欺行為を行おうとしたこと

③共済契約者又は共済金受取人が、暴力団関係者、その他の反社会勢力に該当すると認められること

④上記①～③のほか、共済契約者又は共済金受取人が、共済契約の継続を困難とする上記と同等の重大な事由を生じさせたこと

6.解約と解約返戻金

ご契約を解約される場合は当組合までご連絡ください。

なお、解約に際しては、ご契約の共済期間のうち経過していない期間に相当する共済掛金を解約返戻金としてお支払いする場合があります。詳しくは、当組合までお問い合わせください。

7.個人情報の取扱いについて

この共済契約のお申込み、又は火災等事故の発生等に際してお客さまよりご提供いただいた情報については、業務の適切な運営の確保、その他必要と認められる範囲において利用させていただきます。

たとえば

〇共済契約の適正な引受、共済金の適正な支払い及び不適切な共済金の請求等を防止するため、共済組合・損害保険会社等との間において共済契約、共済事故、共済金支払等に関する情報を交換する場合

8.クーリングオフ制度の適用はありません。

共済期間が1年を超えるご契約の場合、ご契約の申込み後であってもご契約のお申込みの撤回又は解除（クーリングオフ）を行うことができますが、この火災共済は共済期間が1年の契約ですので、クーリングオフ制度の適用はありません。

重要事項説明書

契約概要の説明（火災共済）※必ずお読み下さい。

ご契約に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しております。ご契約前に必ずお読みいただき、お申込みくださるようお願いします。本書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については、ご契約のしおり、事業規約抜粋をご参照ください。また、ご不明な点については、当組合までお問い合わせください。

1.商品の仕組み及び保障内容等

（1）商品の仕組み

この共済は火災等の事故により、建物・動産（家財）に損害を受けた場合に共済金をお支払いいたします。

（2）保障内容

①主な支払い事由（共済金をお支払いする場合）

次に記載の事故等により、共済目的の建物・動産（家財）に損害があった場合において当組合が定める基準により火災等共済金をお支払いします。

■お支払いできる損害

火災・破裂又は爆発・航空機の墜落・自動車の飛び込み・水漏れ・落雷

②お支払いする費用共済金の種類

概要を記載しております。

費用共済金の種類	お支払いする費用共済金
臨時費用共済金	火災等の事故に伴う生活上の臨時の支出に充てる費用
残存物取片付け費用共済金	火災等の事故に伴う残存物の取り片付けに充てる費用
失火見舞費用共済金	火災、破裂、爆発によって他人の所有する建物や動産（家財）に損害を与え、見舞品等を支払った場合の費用
修理費用共済金	賃貸住宅の損害を家主との契約に基づき、自己の費用で修理した場合にお支払いします。
漏水見舞費用共済金	漏水等により階下の住居にも被害が及び、自己の費用で見舞品等を支払った場合にお支払いします。

③主な免責事由（共済金をお支払いできない主な損害）

主な場合のみを記載しております。詳しくは事業規約抜粋「共済金を支払わない損害」の項目に記載しておりますのでご参照ください。

■地震又は噴火若しくはこれらによる津波（以下「地震等」といいます。）により生じた損害や地震等による火災（延焼・拡大を含みます。）損害や火元等の発生原因を問わず地震等によって延焼・拡大して生じた損害についても共済金はお支払いできません。

（3）付加できる主な特約とその概要

共済契約に付加できる特約はありません。

■再取得価額特約は、共済の目的について、共済契約申込み当時の時価に相当する額が再取得価額の50%に相当する額以上で、かつ、共済金額が再取得価額の７０%に相当する額以上の場合に付帯されます。

（4）共済期間（共済のご契約期間）

共済期間（共済のご契約期間）は原則として1年間ですが、1年未満の共済契約も可能な場合があります。詳しくは当組合までお問い合わせください。

（5）引受条件（共済金額（ご契約金額）等）

ご契約いただく共済金額の設定につきましては、以下の点にご注意ください。

詳しくは当組合までお問い合わせください。

①建物・動産（家財）の共済金額（ご契約金額）

建物・動産（家財）それぞれに当組合の限度額の範囲でご契約ください。

建物のみのご契約では家財の損害は補償されません。家財にもお忘れなく共済金額（ご契約金額）を設定していただき、契約もれのないようご注意ください。

②共済の目的に含まれないもの

・通貨、有価証券、印紙、切手その他これらに準ずる物
・貴金属、宝石、宝玉及び貴重品並びに美術品である書画、彫刻物その他の物
・稿本、設計図、図案、ひな形、模型、鋳型、証書、帳簿その他これらに準ずる物
・自動車（原動機付自転車を含みます。）
・家畜、家きん、農作物、漁獲物その他これらに準ずる物
・営業用の商品、半製品、原材料、機械、器具備品又はこれらに類する物

詳しくは事業規約抜粋に記載しておりますのでご参照ください。

2.共済掛金

共済掛金は共済金額（ご契約金額）、お住まいの建物の構造・用途により決まります。詳しくは当組合までお問い合わせください。

3.共済掛金の払込方法

共済掛金は募集員が集金にお伺いいたします。

4.契約者割戻しの有無

この共済掛金は掛け捨て型で、規約で定められた契約者割戻しはございません。

5.解約返戻金の有無

ご契約を解約される場合は当組合までご連絡ください。

なお、解約に際しては、ご契約の共済期間のうち経過していない期間に相当する共済掛金を解約返戻金としてお支払いする場合があります。詳しくは当組合までお問い合わせください。

当共済に加入できる物件の条件および共済金の最高限度

鉄筋造（B）	主要構造部（壁、柱、はり、床、屋根等）が、鉄筋コンクリートで造られている建物。
木　造（A）	上記以外の建物。同一敷地内に木造と鉄筋造の建物が2棟以上ある場合は木造扱いになります。 ※軽量鉄骨造は木造扱いです。

第１種（イ）	**専用住宅**、農・漁業住宅、**鉄筋アパート**の建物。建物内に収容されている家財。
第２種（ロ）	店舗・事務所・工場・作業場・旅館・料理屋等の個人名義の**併用住宅**、**木造アパート・長屋等**の建物。建物内に収容されている家財。

○共済契約金額

共済契約金額は居住のために使用する建物の延床面積（坪数）×60万円を限度とします。（1坪は3.3㎡とします）ただし、下記のとおり口数での制限がありますのでご注意下さい。

・**最低２口160万円から80万円**を単位として、建物、動産あわせて**最高25口2,000万円**まで加入できます。
・**動産は最高５口400万円**までです。
※ただし、木造アパート・長屋等については、動産が２口160万円まで、1棟の合計が建物、動産あわせて10口800万円までとなります。

共済掛金表

口数	契約金額	1種（イ）専用住宅・鉄筋アパート		2種（ロ）店舗併用住宅・木造アパート・長屋造り	
	万円	木造（A）750円	鉄筋（B）500円	木造（A）1,300円	鉄筋（B）800円
2口	160	1,500	1,000	2,600	1,600
3口	240	2,250	1,500	3,900	2,400
4口	320	3,000	2,000	5,200	3,200
5口	400	3,750	2,500	6,500	4,000
6口	480	4,500	3,000	7,800	4,800
7口	560	5,250	3,500	9,100	5,600
8口	640	6,000	4,000	10,400	6,400
9口	720	6,750	4,500	11,700	7,200
10口	800	7,500	5,000	13,000	8,000
11口	880	8,250	5,500	14,300	8,800
12口	960	9,000	6,000	15,600	9,600
13口	1,040	9,750	6,500	16,900	10,400
14口	1,120	10,500	7,000	18,200	11,200
15口	1,200	11,250	7,500	19,500	12,000
16口	1,280	12,000	8,000	20,800	12,800
17口	1,360	12,750	8,500	22,100	13,600
18口	1,440	13,500	9,000	23,400	14,400
19口	1,520	14,250	9,500	24,700	15,200
20口	1,600	15,000	10,000	26,000	16,000
21口	1,680	15,750	10,500	27,300	16,800
22口	1,760	16,500	11,000	28,600	17,600
23口	1,840	17,250	11,500	29,900	18,400
24口	1,920	18,000	12,000	31,200	19,200
25口	2,000	18,750	12,500	32,500	20,000

火事だけが対象ではありません。

＜対象となる事故＞

その他　共済金の他にも

◆加入資格
福岡県内にお住まいで、物件（建物・動産）を所有の方

◆加入申込み方法
組合員になっていただくため出資金100円必要です。

◆全棟加入
共済契約は地番に関係なく全棟加入です。
・建物…同一敷地内にある契約者所有の全建物
・動産…建物内に収容されている家財

◆共済契約の有効期間
出資金、掛金が納入された日の翌日正午から１年間

◆注意事項
1.建物には、建物の所有者名で加入をお願いします。
2.自然災害（風水害・地震）等は対象となりません。
3.貸家の場合、入居者名を記入して下さい。

◆加入禁止（収容される動産を含む）
1.法人所有のもの（株式会社、有限会社、宗教法人等）
2.空家・居住していない物件
3.不法建物及び立退きが決定している物件
4.バラック造り及びこれに類する粗雑な物件
5.建築中の建物

※申し込まれた物件を確認させて頂く場合があります。

申込記入例

共済契約申込書（取扱者控）

No.

申込日	年	月	日

地区	福岡	支部	福岡博多	町名		区分	本部	班	

※建物加入は所有者でないと加入できません。

契約者	フリガナ	ケンミン タロウ	住所	〒810-0802 博多 市区町村 中洲中島町3-10	電話	（092） 271-0927
	氏名	県民 太郎 ㊞				

※棟数 m²数を必ず記入。
（最高限度口数は、延床面積によって異なります。）

契約物件所有者名	契約物件の所在地（契約者住所と同じ場合は記入不要）	物件内容
県民 太郎	市区町村	2 棟 150 m²

居住状況	他の火災保険に加入している
☑契約者が居住している　□契約者が居住していない ⇒ 入居者名（　）	□はい　☑いいえ

※取扱者控えと組合事務局行きの2枚に押印して下さい。

契約事項

種別	口数	契約額	掛金額
☑木造 — 専用住宅（A・イ）　□鉄筋 — 専用住宅（B・イ）			
□木造 — アパート・長屋（A・ロ）　□鉄筋 — アパート（B・イ）			
□木造 — 店舗併用住宅（A・ロ）　□鉄筋 — 店舗併用住宅（B・ロ）			
建物（同一敷地内にある、契約者所有の全建物）	20 口	1,600 万円	15,000 円
動産（建物内に収容された家財）	5 口	400 万円	3,750 円
合計	25 口	2,000 万円	①18,750 円

契約期間（1カ年）　自 2017 年 10 月 1 日　至 2018 年 10 月 1 日 正午

出資金	② 100円	総支払額①+②
		18,850 円

※既に組合員の場合は出資金は必要ありません。

募集員（取扱者）	㊞

備考	

※貴組合共済事業規約を理解・確認し、出資金及び掛金を添え上記の通り共済契約を申込みます。

動産は最高5口まで
※ただし、木造アパート、長屋造りは2口まで

契約者番号	

共済契約申込書（取扱者控）

No. 000000

申込日	年	月	日

地区		支部		町名		区分		班	

契約者	フリガナ		住所	〒 市区町村	電話	（ ） —
	氏名	㊞				

契約物件所有者名	契約物件の所在地（契約者住所と同じ場合は記入不要）	物件内容
	市区町村	棟 m²

居住状況	他の火災保険に加入している
□契約者が居住している　□契約者が居住していない ⇒ 入居者名（　）	□はい　□いいえ

契約事項

種別	口数	契約額	掛金額
□木造 — 専用住宅（A・イ）　□鉄筋 — 専用住宅（B・イ）			
□木造 — アパート・長屋（A・ロ）　□鉄筋 — アパート（B・イ）			
□木造 — 店舗併用住宅（A・ロ）　□鉄筋 — 店舗併用住宅（B・ロ）			
建物（同一敷地内にある、契約者所有の全建物）	口	万円	円
動産（建物内に収容された家財）	口	万円	円
合計	口	万円	① 円

契約期間（1カ年）　自 年 月 日　至 年 月 日 正午

出資金	② 100円	総支払額①+②
		円

※既に組合員の場合は出資金は必要ありません。

募集員（取扱者）	㊞

備考	

共済契約申込書（組合事務局行き）

No. 000000

申込日	年　月　日

地区		支部		町名		区分		班	

契約者	フリガナ		住所	〒 市区 町村	電話	（　） —
	氏名	㊞				

契約事項

契約物件所有者名	契約物件の所在地（契約者住所と同じ場合は記入不要）	物件内容
	市区 町村	棟　m²

居住状況	他の火災保険に加入している
□ 契約者が居住している　□ 契約者が居住していない ⇒ 入居者名（　）	□ はい　□ いいえ

種別		口数	契約額	掛金額
□木造 — 専用住宅（A・イ）	□鉄筋 — 専用住宅（B・イ）	**建物**（同一敷地内にある、契約者所有の全建物）	口	万円	① 円
□木造 — アパート・長屋（A・ロ）	□鉄筋 — アパート（B・イ）	**動産**（建物内に収容された家財）	口	万円	円
□木造 — 店舗併用住宅（A・ロ）	□鉄筋 — 店舗併用住宅（B・ロ）	合計	口	万円	① 円

契約期間（1カ年）	自　年　月　日 至　年　月　日　正午

出資金	② 100円	総支払額①+② 円

※既に組合員の場合は出資金は必要ありません。

備考	

募集員（取扱者）	㊞

契約者番号	

※貴組合共済事業規約を理解・確認し、出資金及び掛金を添え上記の通り共済契約を申込みます。

福岡県民火災共済生活協同組合　TEL092-271-0927

共済契約申込書（お客様控）兼 仮領収書

No. 000000

申込日	年　月　日

地区		支部		町名		区分		班	

契約者	フリガナ		住所	〒 市区 町村	電話	（　） —
	氏名					

契約事項

契約物件所有者名	契約物件の所在地（契約者住所と同じ場合は記入不要）	物件内容
	市区 町村	棟　m²

居住状況	他の火災保険に加入している
□ 契約者が居住している　□ 契約者が居住していない ⇒ 入居者名（　）	□ はい　□ いいえ

種別		口数	契約額	掛金額
□木造 — 専用住宅（A・イ）	□鉄筋 — 専用住宅（B・イ）	**建物**（同一敷地内にある、契約者所有の全建物）	口	万円	円
□木造 — アパート・長屋（A・ロ）	□鉄筋 — アパート（B・イ）	**動産**（建物内に収容された家財）	口	万円	円
□木造 — 店舗併用住宅（A・ロ）	□鉄筋 — 店舗併用住宅（B・ロ）	合計	口	万円	① 円

契約期間（1カ年）	自　年　月　日 至　年　月　日　正午

出資金	② 100円	総支払額①+② 円

※既に組合員の場合は出資金は必要ありません。

募集員（取扱者）	㊞

上記金額を領収し共済契約申込みを受け付けました。

福岡県民火災共済生活協同組合　理事長

福岡市博多区中洲中島町3−10

TEL　092(271)0927

福岡県民火災共済生活協同組合事業規約抜粋

(共済の目的の範囲)
第９条　共済契約は、金銭に見積もることができる物でなければ、その目的とすることはできません。
(共済の目的　建物)
第10条　共済の目的とすることができる建物は、共済契約者又は共済契約関係者が所有し居住する建物(ただし、区分所有の建物の場合においては専用部分とします。)、又は所有し居住用に貸す建物とします。ただし、火災共済事業実施規則(以下「実施規則」といいます。)で定めるものを除きます。
２　次の各号に掲げる物は、共済の目的に含みます。
(1)　畳、建具、その他建物の従物
(2)　電気設備、ガス設備、冷暖房設備その他これらに準ずる建物の付属設備
(3)　建物に付属する門、塀、垣その他付属工作物
(4)　建物に付属する物置、納屋その他付属建物
(共済の目的　動産)
第11条　共済の目的とすることができる動産は、共済契約者又は共済契約関係者が所有する動産で、居住若しくは使用する建物内に収容されている動産とします。
２　前項の規定にかかわらず、次の各号に規定する物は、共済の目的に含みません。
(1)　通貨、預貯金証書(預金証書又は貯金証書をいい、通帳及び預貯金引出し用の現金自動支払機用カードを含みます。)、有価証券、印紙、切手その他のこれらに準ずる物
(2)　貴金属、宝石、宝玉及び書画、彫刻物その他の美術品並びに貴重品その他の物
(3)　稿本、設計書、図案、ひな形、模型、鋳型、証書、帳簿その他これらに準ずる物
(4)　自動車(原動機付自転車を含みます)
(5)　家畜、家きん、農作物、漁獲物その他これらに準ずる物
(6)　営業用の商品、半製品、原材料、機械、器具備品又はこれらに類する物
(7)　前条第１項ただし書きにより、実施規則に定める建物内に収容されている動産
(共済期間)
第17条　共済期間は、共済契約の効力が生じた日から１年間とします。ただし、この組合が特に必要と認めた場合は、実施規則の定めるところにより共済期間が1年に満たない共済契約(以下「短期契約」といいます。)を締結することができます。
２　前項の短期契約の共済掛金額は共済契約の効力の生じる日から満期の日までの月数に、前条(共済掛金額)で規定する共済掛金額の12分の1を乗じた額とします。
(共済契約者の通知義務等)
第21条　共済契約者は、次の各号の事実が発生した場合において、当該事実の発生がその責に帰すべき理由によるときはあらかじめ、その責に帰することのできない理由によるときは当該事実の発生を知った後に遅滞なく、書面によりその旨をこの組合に通知しなければなりません。
(1)　共済の目的につき、火災等を事故とし損害又は費用を補償する他の共済契約又は保険契約を締結すること。
(2)　共済の目的である建物又は共済の目的である動産を収容する建物の用途若しくは構造を変更し、又は当該建物を改築し、若しくは増築すること。ただし、その構造の変更又は改築若しくは増築が軽微である場合は、この限りではありません。
(3)　共済の目的である建物又は共済の目的である動産を収容する建物を30日以上空家又は無人とすること。
(4)　共済の目的を他の場所に移転すること。ただし、火災等を避ける為に５日間の範囲内で移転する場合は、この限りではありません。
(5)　共済の目的である建物又は共済の目的である動産を収容する建物の全部又は一部を解体すること。
(6)　共済の目的につき火災等以外の原因によって損害が生じたこと。ただし、その損害が軽微である場合、又は当該事実がなくなった場合は、この限りではありません。
(7)　共済の目的が第10条(共済の目的　建物)又は第11条(共済の目的　動産)第１項の規定の範囲外となること。
(8)　前各号のほか、共済の目的につき火災等の事故の発生するおそれが著しく増大すること。
２　前項の場合において、この組合が当該共済契約の存続を承諾したときは、共済契約証書に裏書します。
３　共済契約者若しくは共済契約関係者又はその親族以外の同居する者は、この組合が第１項の事実の発生に関する調査のために行う共済の目的の検査を、正当な理由がないのに拒み又は妨げてはなりません。
４　第１項第２号の場合において、危険が著しく減少したときは、共済契約者は、この組合に対し、将来に向かって、共済掛金について、減少後の当該危険に対応する共済掛金に至るまでの減額を請求することができます。
(共済契約の無効)
第23条　共済契約は、次のいずれかに該当する場合は、無効とします。
(1)　共済契約者が他人のために共済契約を締結したとき。
(2)　共済契約者が共済契約の当時、共済の目的につきすでに火災等による損害が生じ、又は火災等の原因が発生していたことを知っていたとき。
(3)　共済金額が、第13条(共済金額)第２項から第３項までに規定する最高限度を超えていたときは、その超えた部分の共済金額に対応する共済契約
２　この組合は、前項の場合において、共済掛金の全部又は一部を共済契約者に返還します。なお、当該共済契約が更新されたものであり、かつ、その直前の共済契約が前項各号の規定のいずれかに該当するときは、その直前の共済契約の共済掛金を含みます。
(共済金を支払わない損害)
第37条　この組合は、次に掲げる事由によって生じた損害に対しては、共済金を支払いません。
(1)　共済契約者又は共済金受取人の故意又は重大な過失により生じた損害
(2)　共済契約者と同一世帯に属する者の故意によって生じた損害　ただし、その者が共済契約者に共済金を取得させる意思を有しなかったことを共済契約者が証明した場合はこの限りではありません。
(3)　火災等に際し、共済の目的たる物が紛失し、又は盗難にかかったことによって生じた損害
２　この組合は、発生原因が直接であると間接であるとを問わず、次に掲げる事由によって生じた損害に対しては、共済金を支払いません。
(1)　戦争その他の変乱
(2)　地震又は噴火若しくはこれらによる津波
(3)　風水害
(4)　建物外部からの落下、飛来、衝突
ただし、第４条(火災等の損害の定義)第１項第３号及び第４号に掲げる損害を除きます。
(5)　核燃料物質(使用済燃料を含みます。以下同じ。)又は核燃料物質によって汚染された物(原子核分裂生成物を含みます。)の放射性、爆発性その他の有害な特性若しくはこれらの特性に起因する事故
(6)　前号以外の放射線照射又は放射能汚染
３　この組合は、前項各号の事由によって発生した火災等の事故が延焼又は拡大して生じた損害及び発生原因のいかんを問わず、火災等の事故がこれらの事由によって延焼又は拡大して生じた損害に対しては、共済金を支払いません。
４　再取得価額特約が附帯された契約の共済の目的につき火災等により損害が生じた場合において、当該共済の目的に代わるべき建物及び動産を再取得しないときは、この組合は、当該特約に基づく共済の部分については支払わないものとし、既に支払っているときは、その返還を請求することができます。ただし、共済契約者が正当な理由に基づきこの組合の承認を受けた場合はこの限りではありません。